

令和3年度第1回千歳市入札等監視委員会議事概要

【開催方法】 書面会議

【審議終了日】 令和3年10月5日（火曜日）

【出席者】

委員 齋藤委員長、下夕村委員、高田委員

説明者 倉島水道局経営管理課長、館澤水道局下水道整備課長

事務局 浦契約管財課長、佐藤契約管財係長、佐藤契約管財係主任

1 審議内容

令和2年12月1日から令和3年6月30日までの期間に発注した予定価格が250万円を超える建設工事及び設計等委託業務の中から、当番委員が審議のために抽出した工事8件、設計等委託業務2件について

2 質疑回答

別紙のとおり

3 報告事項

指名停止措置状況について

令和2年12月1日から令和3年6月30日までの期間に行った指名停止措置について、報告を行った。

4 次回委員会の開催日程等について

次回の委員会は、令和4年2月頃を開催することとし、審議案件の抽出当番委員を下夕村委員に決定した。

質疑	回答
<p>【抽出事案全般について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の抽出に際して、何らかの基準なり、意図なりがあったのでしょうか。 ・入札に関して、制限付とか事後審査型条件付というものがありますが、それぞれどのような場合に制限を付したり、事後審査型の条件を付したりするのでしょうか。また、併せて制限や事後審査型条件とはどのようなものなのでしょうか。 ・初歩的な質問で恐縮ですが、入札金額（落札金額）とは別に、決定金額が記されていますが、これはどのようなものなのでしょうか。決定金額が落札金額を上回っているのはどうしてですか。 	<p>< 事案の抽出に関する考え方について ></p> <p>事案の抽出につきましては、「千歳市入札等監視委員会設置要綱」の規定により、指定した委員に依頼し、入札及び契約方式別に「無作為の方法」によって行うこととしておりますことから、市において基準などは特に定めておりません。</p> <p>< 入札方法について ></p> <p>当市の工事における一般競争入札は設計価格が2,000万円以上の工事について適用しており、設計金額によって「制限付一般競争入札」と「事後審査型一般競争入札」に区分しております。</p> <p>制限付一般競争入札は、設計金額が建築工事及び製造等に特殊な技術を要する機械設備工事で1億5千万円、その他の工事で7,500万円以上の場合に指名委員会において定める工事、入札の前に、参加業者の全社に入札参加資格審査申請を行わせ、適格であると認めた業者で入札を実施する方法であります。</p> <p>事後審査型条件付一般競争入札は、設計価格が2,000万円以上で、制限付一般競争入札の金額要件に該当しない工事、入札の前に入札参加の受付のみ行い、入札後、最低価格提示者について、入札参加資格を審査し、資格ありと確認した場合に落札が決定する方法であります。</p> <p>< 入札価格（落札金額）と決定金額について ></p> <p>決定金額は、落札金額に「消費税及び地方消費税を加えた金額」となりますことから、決定金額は常に落札金額を上回るようになります。</p>
<p>【みどり台小学校講堂建設工事（建築）】</p> <p>基準価格より決定金額が相当高額になった理由について。</p>	<p>本工事については、予定価格が2億円以上の工事であることから、「千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱」の規定により、調査基準価格を設定しており、入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額）をもとに積算されております。</p> <p>決定価格は「落札額に消費税及び地方消費税を加えた金額」であることから、単純に比較することはできませんが、基準価格と入札額との比較では入札額が上回っております。</p> <p>基準価格は、請負金額の額によって公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約、いわゆる「ダンピング受注」を防止する観点から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進</p>

質疑	回答
	<p>に関する法律」等を踏まえ「千歳市建設工事低入札価格調査制度取扱要綱」において規定しているものであります。</p> <p>入札額が基準価格を下回っている場合は、落札決定を保留し、低入札価格の調査を行うこととなりますが、本工事の入札はいずれも基準価格を上回り、予定価格の範囲内の金額でありましたことから最低価格提示者が落札決定となりましたものであります。</p>
<p>【浄化センター監視装置更新工事】</p> <p>入札参加者が少ない理由について。</p>	<p>当該工事の入札参加資格要件の一つとして、北海道内に建設業法に基づく許可を得た営業所を有し、告示日における令和7年3月31日を有効期限とする千歳市競争入札参加資格者名簿において電気工事の格付がA等級の者であることとしており、これに該当する者は188者おりました。</p> <p>当該工事の内容が設備機器の更新工事であり、入札に当たっては、これら設備機器に関する知識を有する業者が入札に参加し、それ以外の業者については参加が難しく、その結果、入札参加者が2者となったと考えられます。</p>
<p>【みどり台小学校講堂建設工事】</p> <p>特定共同企業体での施工が適当と認める理由は？</p>	<p>市では「共同企業体取扱要綱」において特定共同企業体（JV）により施工ができる工事の設計金額を、建築一式工事は1億5千万円以上、土木工事が1億円以上、その他の工事で5,000万円以上としております。</p> <p>この要綱に該当する工事の入札参加資格を特定共同企業体（JV）とするかどうかにつきましては、対象となる工事の工期や施工内容、技術的特性を勘案したうえで、市の指名委員会において決定しております。</p> <p>みどり台小学校講堂建設工事の「建築工事」につきましては、設計価格が「共同企業体取扱要綱」に規定している金額以上の工事で、「学校講堂の新築」という大規模かつ技術的難易度の高い工事であることから、各構成員の技術力を結集することにより、工事の安定的施工が確保されること、また共同施工により地元建設業者間の技術の移転を図る効果が期待できることなどを総合的に勘案し、指名委員会において「特定共同企業体での施工が適当」としたものであります。</p>
<p>【鉄北通舗装補修工事他2工事】</p> <p>B等級7社から5社を指名した理由について、受注機会</p>	<p>指名業者の選定に当たっては、市長部局、水道局それぞれの指名委員会で開催、決定しており、具体的な指名理由は次のとおりであります。</p> <p><鉄北通舗装補修工事>（市長部局）</p>

質疑	回答
<p>が均等となるようにとの説明ですが、具体的にどのような条件で選定されているのか、また、他2件の工事についても具体的に指名理由を明示してください。また、指名競争入札とする理由を明示してください。</p>	<p>舗装工事のB等級の工事につきましては、令和3年度に3件の指名競争入札の予定がありましたことから、登録業者7社が各社2回程度の指名とすることにより受注機会が均等となるよう、指名案を作成することとしております。本工事は令和3年度の1件目の工事ではありますが、同じ等級内であれば施工能力の差はないものとし、選定について特段の条件を付けず、任意に選定しております。</p> <p><駒里小中学校他1教室改修工事>（市長部局）</p> <p>建築一式工事のC等級の工事につきましては、令和3年度に5件の指名競争入札を予定がありましたことから、登録業者10社のうち、令和3年度の新規登録の1社を除く9社について、等級の上位が3回、それ以外が2回程度の指名とすることにより受注機会が均等となるよう、指名案を作成することとしておりますが、指名に当たっては同じ等級内であれば施工能力の大きな差はないものとしております。本件は3件目の工事となりますが、それまでの発注済みの2件の工事で行っていないし2回の指名を行っていることから、指名に当たっては指名回数が1回の業者の中から任意に選定しております。</p> <p><（3）真々地地区下水道工事>（水道局）</p> <p>土木一式工事のB等級の工事につきましては、令和3年度に4件の指名競争入札の予定がありましたことから、登録業者12社のうち、土木一式工事を本業とする全7社を指名することにより受注機会の確保が図られるよう、指名案を作成することとしております。</p> <p><各工事を指名競争入札とする理由></p> <p>当市の入札方式は「一般競争入札」及び「指名競争入札」を採用しており、予定価格が2,000万円以上の工事について、「制限付一般競争入札実施要綱」及び「千歳市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱」に基づき、一般競争入札を実施しております。</p> <p>2,000万円未満の工事について、要綱等の定めはありませんが、市内業者で対応できるものは市内業者を指名し、履行実績を重ねることによって「市内の雇用安定」や「技術力の向上」、「業者の人材育成」が図られることから、指名競争入札を採用しております。</p>